

瀬戸内町告示 第 15 号

瀬戸内町スマート農業導入事業ラジコン草刈り機運用要綱を次のように定めた

令和 6年 9月 9日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

瀬戸内町スマート農業導入事業ラジコン草刈り機運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、除草作業の省力化と農業経営の効率化、生産性の向上を図るとともに、本町のスマート農業の推進を図るため、ラジコン式草刈機(以下、「本機」という。)の貸出しについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本機の貸出しを受けることができる者(以下、「対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)町内の農業生産者
- (2)その他、町長が認める者

(貸出期間)

第3条 本機の貸出期間は、本機の貸出しを受ける日(以下、「貸出日」という。)から起算して3日以内とする。ただし、返却日が瀬戸内町の休日を定める 条例(平成4年条例第18号)第1条第1項に定める町の休日のときは、町の休日の翌日までとする。

2 前項の規定にかかわらず町長が認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(借用申請)

第4条 本機の利用を希望する者(以下、「申請者」という。)は営農支援センター農業機械使用規程に基づき申請を行うものとする。

(貸出の許可)

第5条 町長は、前条の規程による申請があったときは、当該内容の申請を審査し、適当であると認めるときは許可を行うものとする。

2 町長は前項の許可を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときには、貸出しを認めないものとする。

- (1)本機を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (2)農地での利用でない場合。
- (3)本機の保管状況が不適當と認めるとき。
- (4)転貸の恐れがあるとき。

(5)その他、町長が不相当と認めたとき。

(費用負担)

第6条 本機の利用料は、営農支援センター農業機械利用規程に基づき納付を行うものとする。

ただし、運搬費、燃料費、整備費は申請者において負担するものとする。

(遵守事項)

第7条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)本機を使用する際は、各種保護具を着用し、騒音、安全対策、刈草等の散乱防止等に十分配慮すること。

(2)本機の処理能力を超えて使用しないこと。

(3)本機に異常があるときは、ただちに使用を中止するとともに、町長に報告し、その指示に従うこと。

(整備点検)

第8条 本機を返却するときは、整備点検を実施しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

付則

この要綱は公布の日から施行する。